

【中国】関税法の制定

海外立法情報課 湯野 基生

* 税制を法律で定める政策の一環として、関税法が2024年4月に制定、同年12月に施行される。越境EC運営者への対応、通関の利便性向上、外国への対抗措置等の規定が整備された。

1 背景と経緯

関税については、税関法に基づき2003年に制定された行政法規である輸出入関税条例¹（以下「条例」）が、最も基本的な関係法令であった。一方、立法法第11条で、税収の基本制度に係る事項は法律で定めることとされ、他の税目と同様、関税を規定する法律の制定が進められている²。条例等の内容を基に、関税制度の安定性と現行の税水準を維持しつつ、国内経済と国際貿易の「双循環」³を調整する関税の働きを強化し、通関の利便性向上等に有益な関係制度を規定に反映させるため、2021年から関税法の起草が進められた。同法は、2023年10月から全国人民代表大会（以下「全人代」）常務委員会で法律案の審議が開始され⁴、2024年4月26日に可決・公布された。同年12月1日に施行される⁵。同法の施行に伴い、条例は廃止され、その付属文書であった輸出入税則⁶は、以後、関税法の付属文書として公布される。以下、条例の規定からの変更部分を中心に、関税法の主な内容を紹介する。

2 概要

(1) 章構成

関税法は、全7章72か条から成る。第1章：総則（第1条～第8条）、第2章：税目及び税率（第9条～第22条）、第3章：徴収税額（第23条～第31条）、第4章：税収の特恵及び特殊状況に係る関税徴収（第32条～第40条）、第5章：徴収管理（第41条～第61条）、第6章：法的責任（第62条～第68条）、第7章：附則（第69条～第72条）。

(2) 制定目的等

条例では、対外開放政策の貫徹、対外貿易及び経済発展の促進を目的とし、税関法に基づき制定されるとしていた。対して本法では、対外貿易の促進、ハイレベルの対外開放の推進、質の高い発展の促進、国家の主権及び利益の保護、納税義務者の合法的権利・利益の保護等を目的とし、憲法に基づき制定されるとした（第1条）。関税業務では、中国共産党の指導を堅持し、党及び国の路線・方針・政策等を貫徹し、実施する（第6条）等の規定が設けられた。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024年10月10日である。中国の法律及び行政法規の原文は、国家法律法規データベース（「国家法律法規数据库」<<https://flk.npc.gov.cn/index.html>>）から閲覧した。

¹ 「中华人民共和国进出口关税条例」（2003年10月29日制定、2017年3月1日改正、施行）；税関法（「中华人民共和国海关法」1987年1月27日制定、2021年4月29日改正、施行）第5章（第53条～第65条）に規定がある。

² 湯野基生「【中国】都市維持建設税法及び契税法の制定」『外国の立法』No.285-2, 2020.11, p.39. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/11570702>> 関税法の制定により、全18税目のうち13税目について法律が整備された。

³ 国内の経済循環を強化し、国際的経済循環との相乗効果を図る成長戦略。米中対立の下、2020年から提唱される。

⁴ 「关于《中华人民共和国关税法（草案）》的说明—2023年10月20日在第十四届全国人民代表大会常务委员会第六次会议上—」2024.4.26. 中国人大网 <http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202404/t20240426_436846.html>

⁵ 「中华人民共和国关税法」（中華人民共和国主席令第23号）

⁶ 実行関税率表等を掲載する。「国务院关税税则委员会关于发布《中华人民共和国关税法》所附《中华人民共和国进出口税则》的公告」2024.4.26. 财政部 <https://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202404/t20240426_3933656.htm>

(3) 源泉徴収納税義務者の設定

本法では、国境を越えた電子商取引（越境 EC）を行うサイトの運営者、物流企業、代理納付者等が、関税の源泉徴収納税義務者として新たに定義された（第 3 条）。源泉徴収納税義務者が納税義務者から源泉控除、徴税をしなかった場合、税関が納税義務者に追徴を行い、源泉徴収納税義務者に対し、その未納額の 50%以上 3 倍以下の過料に処すこととされた（第 64 条）。

(4) 税率に係る制度の整備

税率について、中国が世界貿易機関（WTO）協定で承認した最恵国税率⁷等を変更する場合は国務院の審査後に全人代常務委員会が決定し、WTO 協定の範囲内での最恵国税率等を調整する場合は国務院が決定し、全人代常務委員会に備案（届出）を行うこととされた（第 15 条）。

外国の関税措置に対する報復等について、条例では、中国が締結した協定に違反し、中国に貿易の禁止、制限等を行った国又は地域に対する報復関税の徴収及び報復税率の適用を、国務院関税税則委員会が決定できるとしていた。本法では、同趣旨の規定（第 18 条）のほか、中国が締結した条約及び協定に定める最恵国待遇等を履行しない国又は地域に対し、対等原則に基づく対抗措置を講じることができることも定められ（第 17 条）、国務院関税税則委員会は、これらの措置を提案し、国務院の承認後に実施できることとされた。第 16 条（反ダンピング）、第 17 条、第 18 条による関税措置の適用対象となる輸入貨物について、納税義務者が適用除外を証明できない場合、これらの措置による最高税率に最恵国税率等を加えた税率又は普通税率⁸のいずれかのうち、より高い税率が適用されると明記された（第 19 条）。

(5) 納税義務者のための制度改善

全国の税関の一体化⁹等の改革による通関事務の効率化等の成果を反映し、関税の徴収について、貨物通関と税額確定を分離する方式により行うことができ（第 41 条）、輸出入貨物の関税の納税義務者等は、税関を選択して納税申告ができることが明記された（第 42 条）。

納税義務者が関税を過納した場合に還付請求できる期限について、条例では納税後 1 年以内とされていたのに対し、本法では納税後 3 年以内とされた（第 51 条）。

(6) 税関の機能強化

税関は、納税又は通関後 3 年以内の税額を確認する権利を有し、確認した税額が申告額と一致しない場合、納税義務者等に納税確認書を提示すべきこととされた（第 45 条）。規定に違反する徴税漏れ等の場合に、税関が追徴できる年限を納税後又は通関後 3 年以内とする、条例と同じ規定（第 46 条）に加え、密輸行為に対する税や滞納金の追徴については、同条に定める追徴年限の制限を受けない（第 47 条）とする規定等が新設された。

税関の徴税は、無担保債権の執行に優先される。また、納税義務者が財産の抵当、担保を設定するより前に滞納があった場合、徴税は抵当権、質権の執行に優先されると明記された（第 58 条）。税関は、関税徴収の必要に基づき、納税義務者の身分、口座等の関税関係情報を関係機関等から調べることができ、関係機関等はこれに協力することが義務付けられた（第 61 条）。

法人合併又は分割を行った際に税関への通知を怠った関税未納の納税義務者等に対し、税関は警告を行い、悪質な場合は過料に処し（第 62 条）、財産の移転又は隠匿等により徴収を妨害した納税義務者は、未納額の 50%以上 5 倍以下の過料に処すとされた（第 63 条）。

⁷ 原産地が最恵国待遇を相互に適用する国及び地域並びに中国国内である輸入貨物に適用される税率をいう。

⁸ 原産地が最恵国税率等の関税優遇措置の対象外の国及び地域並びに不明である輸入貨物に適用される税率をいう。

⁹ 「全国海关正式实施通关一体化」2017.7.1. 中国政府网 <https://www.gov.cn/xinwen/2017-07/01/content_5207258.htm>